

【見直した結果、改正しなかった自治体の例（検討委員会等の提言書より抜粋）】

・北海道江別市

まちづくりのルールとして適切に表現されており、現在のところは特に変更、修正の必要はない。

・愛知県日進市

見直しを必要とする大きな社会情勢の変化がなかったことや、「議会基本条例」、「市民参加及び市民自治活動条例」、「住民投票条例」等、各条項に基づく全ての委任条例が、整備されたことで、当面は、条例の効果等によって、市民の生活がどのように変化するのか検証していく段階にある。

・山梨県甲府市

条例の条文については、市の自治を推進していく上で、自治の理念が適切に表現されているということで、特に修正、変更は必要はない。しかし、この条例が浸透しているとはいえない状況であり、市民参画が進んでいるとも言い難い。

甲府市のまちづくりを進める上での基本的なルールであるこの条例を一人でも多くの市民に理解してもらい、市民一人ひとりが考え、行動し、共に住みよいまちを創っていくという協働の意識を高め、市民による主体的なまちづくりを進めていく必要がある。

・香川県丸亀市

今回は条例改正が必要との結論には至りませんでした。例えば危機管理規定を検討してみてもどうかという意見もありました。今後も社会情勢の変化を的確に把握しながら、運用面での改善に努めるとともに、条文についても実情に適したものであるかどうかについて、常に意識しておくことが重要と考えます。

【その他の見直し等】

・千葉県流山市

市民の定義の変更（住民基本台帳法の改正によるもの）

(旧)住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。

↓

(新)本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。

・大阪府吹田市

地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、法の策定義務がなくなったため、策定義務を置くとともに、総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止に当たっては、議会の議決を経なければならない旨規定。